

平成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、

平成27年(ワ)第34号 損害賠償請求事件

原告 第2陣・相双地区住民ら

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(436)

葛尾村の状況等

令和5年5月24日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清

同

金 山 伸 宏

同

中 嶋 乃 扶 子

同

小 谷 健 太 郎

同

川 見 唯 史

被告訴訟復代理人 弁護士

岡 野 真 之

同

三 森 健 司

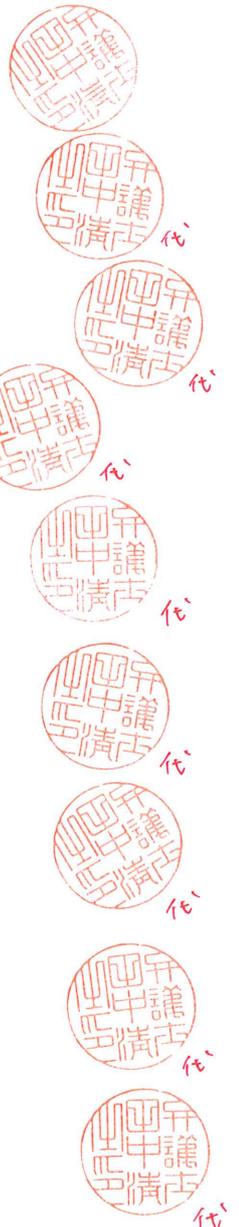
同

堀 尾 拓 未

同

金 川 素 大

外



<目 次>

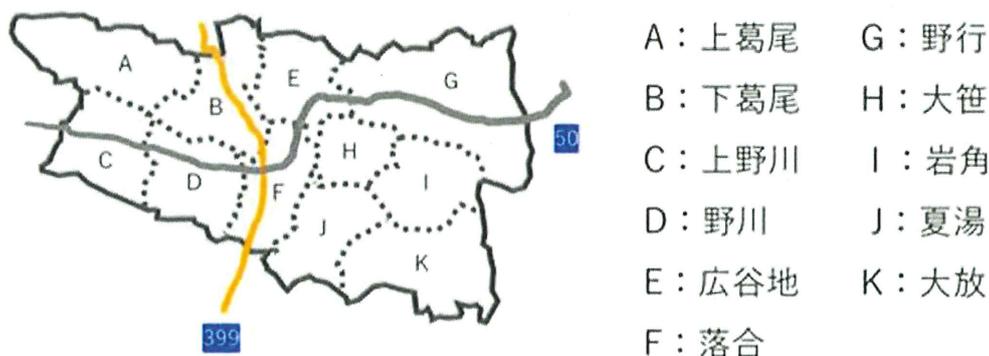
第1 本件事故前の葛尾村の状況.....	3
1 地理的概況等.....	3
2 本件事故前の人口推移・構成等（過疎化及び高齢化の進行）.....	4
3 本件事故前の産業構造等.....	5
(1) 農業.....	7
(2) 卸売・小売業.....	9
(3) 製造業.....	9
4 財政状況.....	10
第2 葛尾村における地震・津波による甚大な被害について.....	10
第3 避難指示解除後、現在に至るまでの葛尾村の状況.....	12
1 政府による避難指示の状況.....	12
2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況.....	14
3 帰還状況等.....	17
4 現在の葛尾村の状況.....	19
(1) 生活インフラ等.....	19
(2) 営農の状況.....	20
(3) 産業の状況.....	23
(4) 教育施設.....	24
(5) その他の商業・交流施設.....	25
(6) 町内の市民活動・交流の状況等.....	27
第4 結語.....	32

第1 本件事故前の葛尾村の状況

1 地理的概況等

福島県双葉郡葛尾村は、本件原発の北西約18～34キロメートルの距離に位置し、合計11の行政区（上葛尾、下葛尾、上野川、野川、広谷地、落合、野行、大笹、岩角、夏湯、大放）からなる自治体である（乙B第940号証、【図1】¹）。葛尾村は西に日山（天王山ともいう。）、南に五十人山を望む山村で、標高は400～700メートルあり、阿武隈山系の中央部の最も高いところに位置する。村は東に傾斜し、葛尾川が日山から流れ出て、浪江町を経て太平洋に注いでいる。その周囲は、北と東で沿岸部の浪江町と、北西で二本松市と、南西で田村市と接している（【図2】²）。

葛尾村を通過する主要な幹線道路は、田村市船引町に抜ける県道50号（浪江三春線）と、浪江町津島方面に抜ける国道399号であり、JR磐越東線船引駅から葛尾村行きバスで約50分、タクシーで約35分、JR常磐線浪江町からタクシーで約40分（路線バスはなし）である（乙B第941号証）。鉄道は通っていない。



【図1】葛尾村の行政区

¹ 出典：「浜さ恋.jp」（乙B第940号証、株式会社鳥藤本店が運営するポータルサイト）

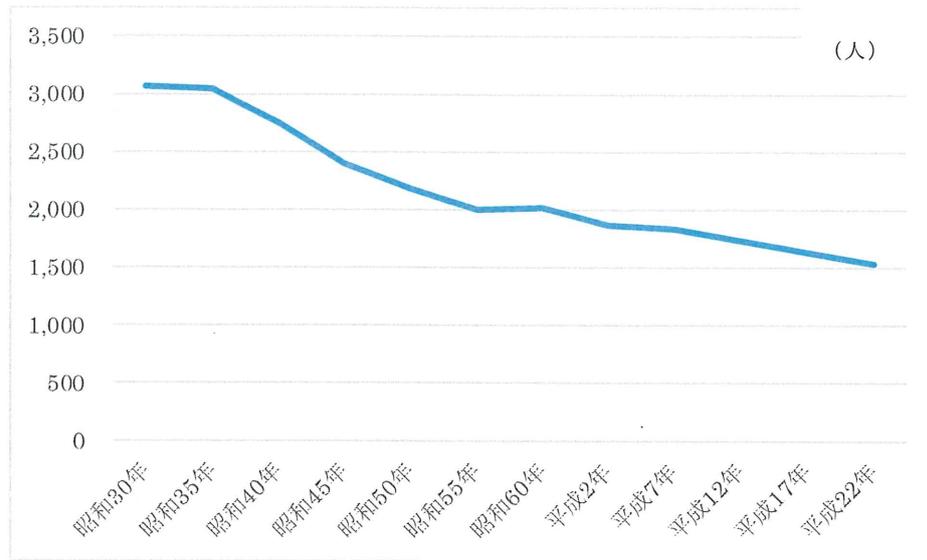
² 出典：福島県HP（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/koho-chizu.html>）



【図2】福島県内の地理的概況

2 本件事故前の人口推移・構成等（過疎化及び高齢化の進行）

葛尾村の人口は、昭和30年にピークを迎え、3062人（国勢調査より、以下同じ。）に達したが、その後は減少傾向を示し、平成22年時点では1531人とピーク時の半数程度にまで減少していた（【図3】）。平成12年から平成22年にかけての葛尾村の人口増減率はマイナス11.8%と、福島県全体のマイナス4.6%、福島県のうち避難指示が出された12市町村（以下「12市町村」という。）のマイナス7.1%を大きく上回っている。この点、本件事故前である平成22年（2010年）前の状況を前提とした人口推計によれば、葛尾村の人口は、2020年には1301人、2030年には1117人にまで減少すると予測されていた。



【図3】葛尾村における長期人口推移

高齢化のスピードも早く、高齢者人口（65歳以上）は平成22年時点で福島全体の25.0%、12市町村の26.8%を上回る32.2%に達していた。一方、昭和38年に859人いた小・中学校の生徒数は、平成20年時点で117人にまで減少していた。

以上のとおり、葛尾村においては、本件事故以前から、人口減少と少子高齢化・過疎化が顕著に進行していた。（以上、乙B第942号証～乙B944号証、乙B第350号証・2頁、同13頁）

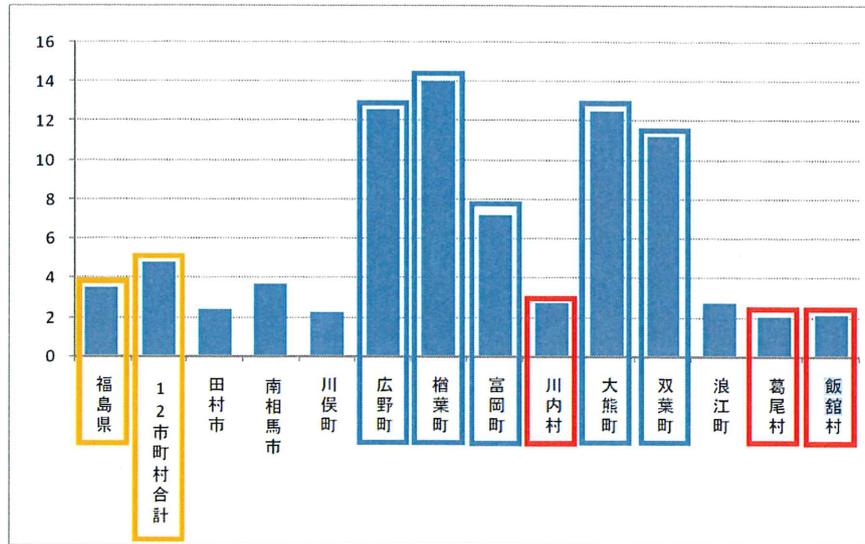
3 本件事故前の産業構造等

葛尾村では、平成22年時点で第一次産業に従事する者が全体の35.7%、第二次産業に従事する者が29.1%、第三次産業に従事する者が35.2%を占めていたが、域内総生産で見ると、第一次産業が全体の10.7%、第二次産業が13.9%と低く、これに対して第三次産業が75.0%（うち公務が48.4%、サービス業等が25.3%）と多数を占めていた。

葛尾村の村民一人当たりの総生産及び村民所得は、福島県全体及び他の12市町

村の平均を大きく下回る状況にあった（【図4】³、【図5】⁴）。（以上、乙B第350号証・6～9頁）

（単位：百万円）



【図4】一人当たり総生産

³ 出典：乙B第350号証・8頁「(3) 一人当たり総生産」

⁴ 出典：乙B第350号証・9頁「(4) 一人当たり市町村所得」

	一人当たり 町村民所得(千円)	県を100とした 所得水準
福島県	2,501	100.0
12市町村合計	2,617	104.6
田村市	1,919	76.8
南相馬市	2,447	97.8
川俣町	1,879	75.2
広野町	4,230	169.1
檜葉町	4,229	169.1
富岡町	3,574	142.9
川内村	1,874	74.9
大熊町	4,406	176.2
双葉町	4,062	162.4
浪江町	2,427	97.1
葛尾村	1,588	63.5
飯舘村	1,568	62.7

【図5】一人当たり市町村民所得

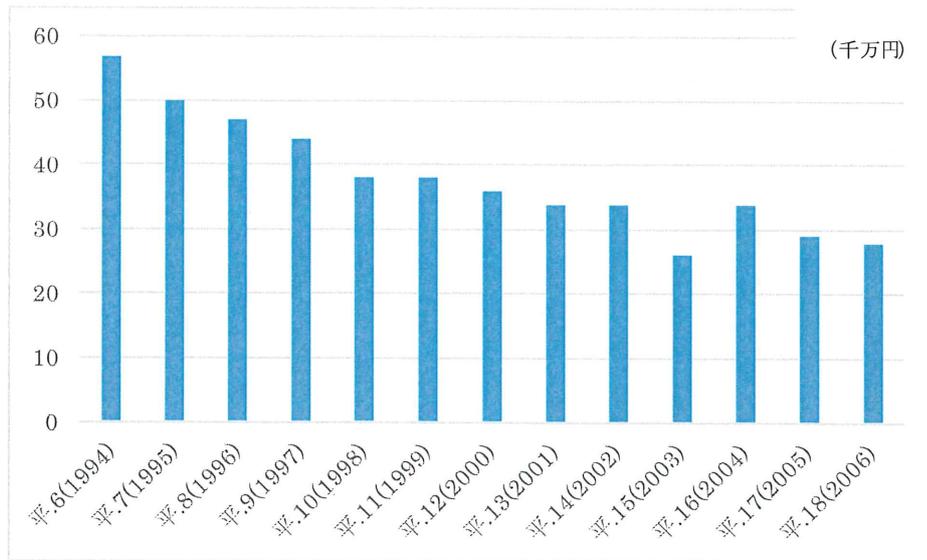
(1) 農業

葛尾村の農業産出額⁵を見ると、耕種合計や、そのうちの主要農産物である米だけをみても、以下のとおり本件事故前から漸次減少傾向にあったことが確認できる（【図6】⁶、【図7】⁷、乙B第354号証、乙B第355号証）。

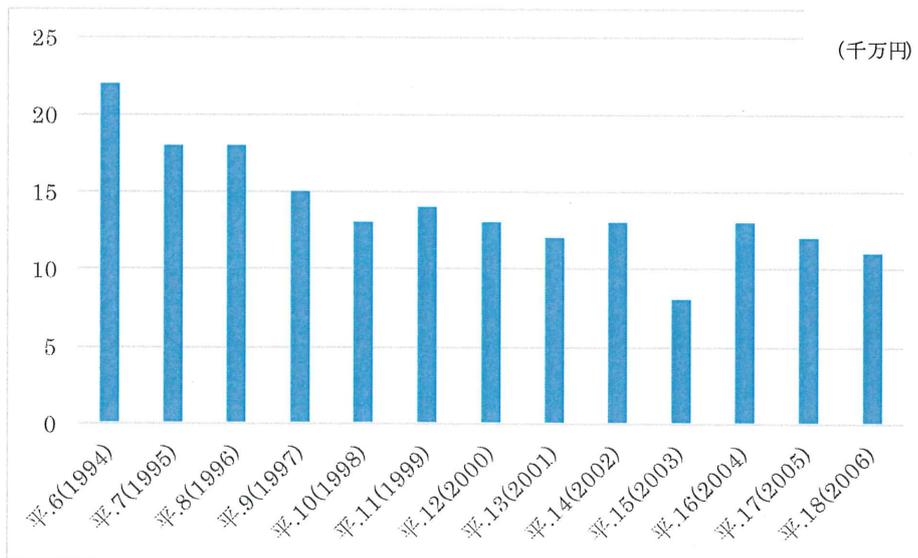
⁵ 農林水産省「生産農業所得統計」上、農業産出額は「耕種」（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果実、花き、工芸農作物、種苗・苗木類・その他）、「畜産」（肉用牛、乳用牛、豚、鶏、その他畜産物）及び「加工農産物」に分類される。

⁶ 乙B第354号証、乙B第355号証・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

⁷ 乙B第354号証、乙B第355号証・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。



【図6】葛尾村における農業産出額（全耕種）の推移



【図7】葛尾村における農業産出額（米）の推移

(2) 卸売・小売業

葛尾村には、本件事故前の平成19年時点で卸売業の事業所が3箇所、小売業の事業所が15箇所あり、卸売・小売に係る年間商品販売額は4億5000万円と12市町村中最も少ない規模であった(【図8】⁸、乙B第350号証・9頁)。

	卸売・小売業計		卸売業		小売業		
	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
福島県	26,124	4,670,152	4,869	2,631,244	21,255	2,038,908	2,747,602
12市町村合計	2,723	263,958	372	91,492	2,351	169,608	256,050
田村市	590	43,568	66	13,560	524	30,009	43,757
南相馬市	948	122,164	163	53,031	785	69,134	101,566
川俣町	222	16,714	30	4,189	192	12,525	28,336
広野町	61	2,940	8	561	53	2,379	3,279
檜葉町	76	4,685	3	564	73	4,121	3,809
富岡町	209	24,382	33	6,373	176	18,009	24,937
川内村	41	807	1	X	40	X	1,363
大熊町	106	10,645	9	2,884	97	7,761	6,886
双葉町	94	6,347	9	1,870	85	4,477	6,631
浪江町	304	29,204	45	8,412	259	20,792	31,429
葛尾村	18	450	3	48	15	401	827
飯館村	54	2,052	2	X	52	X	3,230

【図8】卸売・小売事業所数・年間商品販売額

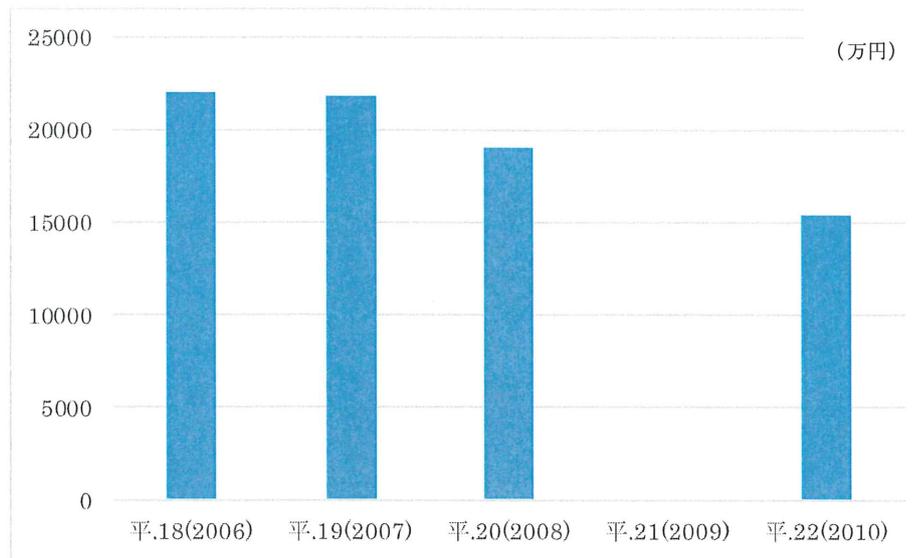
(3) 製造業

葛尾村では、平成22年時点で製造業に従事する者は全体の12.1%であり、域内総生産の3.7%にとどまる(以上、乙B第350号証・6～7頁)。

葛尾村の製造品出荷額等の推移を見ると、以下のとおり平成18年以降は継続して減少傾向となっており、特に本件事故前の平成22年には対平成18年比で約70%程度にまで大幅に減少していたことが確認できる(【図9】⁹、乙B第365号証～乙B第369号証)。

⁸ 出典：乙B第350号証・9頁「(5) 卸売・小売業」

⁹ 乙B第365号証～乙B第369号証・経済産業省「工業統計表」より作成。



【図9】葛尾村における製造業の事業所数及び製造品出荷額等の推移

4 財政状況

葛尾村における平成21年度の財政状況は、経常収支比率（財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示している。）が83.3%となっており、財政構造の「弾力性を失いつつある」水準とされる80%を上回っていた。また、財政力指数（地方公共団体の財政力の強弱を示す指数）は0.14となっており、財政に余裕があるとされる1を大きく下回っていた。（以上、乙B第350号証・12頁）

第2 葛尾村における地震・津波による甚大な被害について

葛尾村においては、東日本大震災により震度5強の地震に見舞われ、村内の道路では舗装亀裂、路肩崩壊、土砂崩れ・法面崩落、落石等の被害を受けた。また、墓石・家屋などの建造物に被害が発生し、47棟の家屋の屋根瓦が損壊し、11棟の家屋が半壊した。落合地区簡易水道浄水場は前処理施設、ろ過装置の配管が被災し、配水管のひび割れにより漏水が生じた（乙B第945号証）。



(以上4枚の写真につき、乙B第945号証)

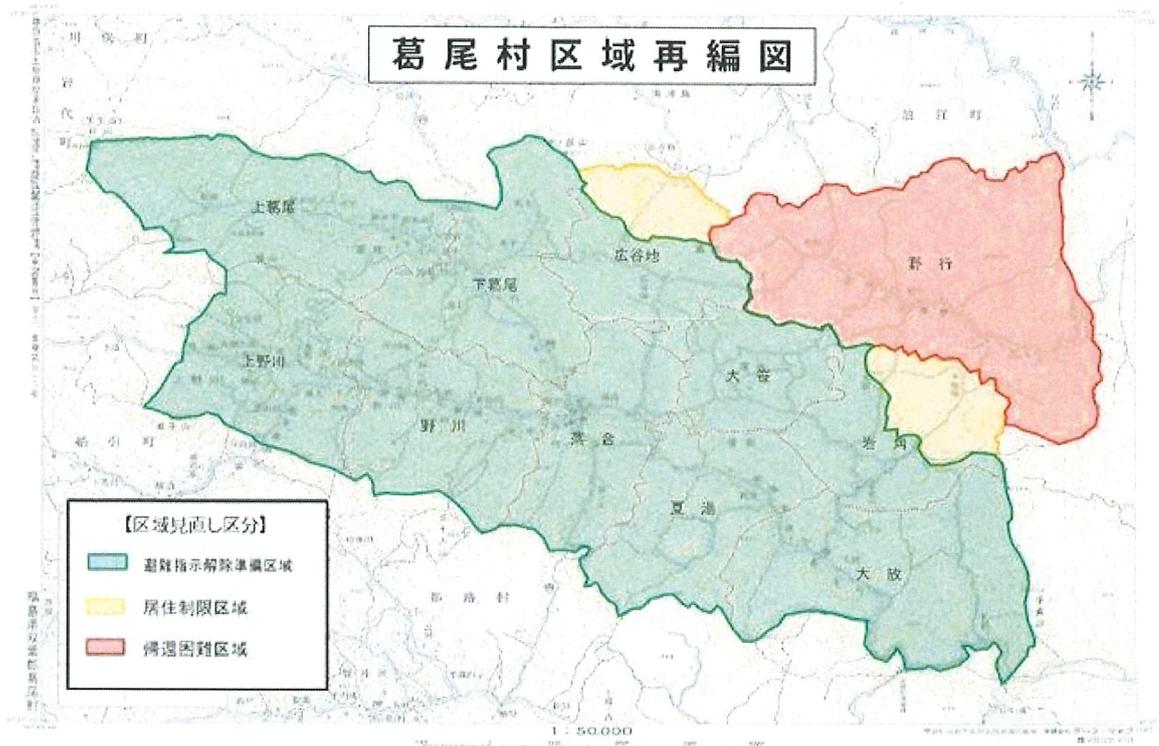
地震及び津波による直接死及び関連死の死者数は5名に及ぶ（乙B第351号証・3頁）。

第3 避難指示解除後、現在に至るまでの葛尾村の状況

1 政府による避難指示の状況

葛尾村においては、本件地震により家屋や道路の損壊が生じたが、本件事故後の平成23年3月12日に、本件原発の半径20キロメートル圏内に避難指示が出され（乙B第14号証）、同年4月22日に本件原発の半径20キロメートル圏内が警戒区域に、半径20キロメートル以遠が計画的避難区域に指定された（乙B第16号証）。その後、平成25年3月22日に、避難指示区域の見直しにより、帰還困難区域（該当地区：野行行政区の全ての区域）、居住制限区域（該当地区：岩角行政区及び広谷地行政区の一部の区域）又は避難指示解除準備区域（該当地区：大笹行政区、大放行政区、落合行政区、上葛尾行政区、上野川行政区、下葛尾行政区、夏湯行政区及び野川行政区の全ての区域。岩角行政区及び広谷地行政区の一部の区域）の3区域に再編されたが（乙B第946号証、【図10】¹⁰）、平成28年6月12日をもって帰還困難区域を除き避難指示は解除された。（以上、個別に挙げた証拠のほか、乙B第348号証）

¹⁰ 出典：葛尾村HP（<https://www.katsurao.org/soshiki/1/hinanminaoshi.html>）。



【図 1 0】避難指示区域の再編

また、葛尾村は、平成30年5月11日付けで福島復興再生特別措置法第17条の2に基づき「葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、帰還困難区域について避難指示解除を目指すとともに、帰還困難区域の一部に特定復興再生拠点区域（避難指示を解除して居住を可能にし、復興再生の拠点とされた区域）を設けた（乙B第947号証）。そして、葛尾村は、かかる特定復興再生拠点区域について5年以内の避難指示解除と住民の帰還・居住を目指して、除染・家屋解体、集会所等の交流拠点の整備、農業、畜産の再生のための農用地等の復旧・整備等を進めていたが（乙B第947号証・添付1及び同2）、令和4年6月3日、当該区域について避難指示解除の要件を満たすと判断され、同月12日をもって同区域の避難指示は解除された（乙B第948号証）。

なお、平成23年12月26日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、政府による避難指示解除の要件は、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、

通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（乙B第23号証・8頁）。

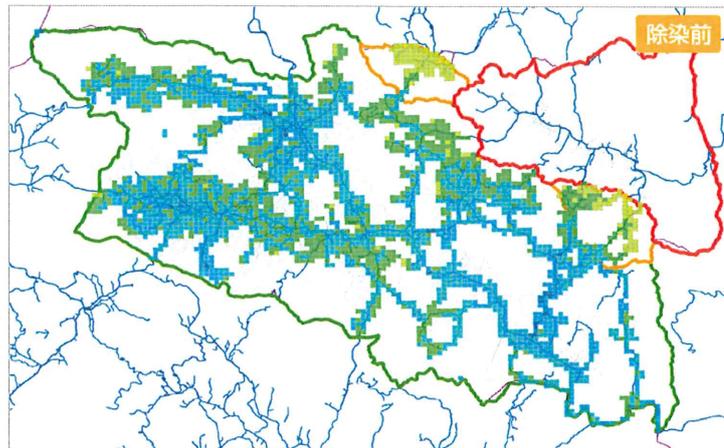
2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況

葛尾村は、国直轄による除染の対象区域となっているところ、国による除染実施計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き、平成27年12月には完了している（乙B第346号証）。

除染の前後を通じた空間線量の推移は下記のメッシュマップのとおりであり、葛尾村では、かかる面的除染の実施により、事後モニタリング測定時期（平成29年9月～同年12月）には、多くの地点で毎時0.5マイクロシーベルトを下回る状況になっていることが確認できる（【図11】～【図13】¹¹、乙B第949号証）。

¹¹ 出典：環境省HP（<http://josen.env.go.jp/area/details/iitate.html>）。なお、これらのメッシュマップについては、青色が濃いほど空間線量が低くなっている。

空間線量率1m メッシュマップ



凡例

空間線量率100cm平均値 ($\mu\text{Sv/h}$)

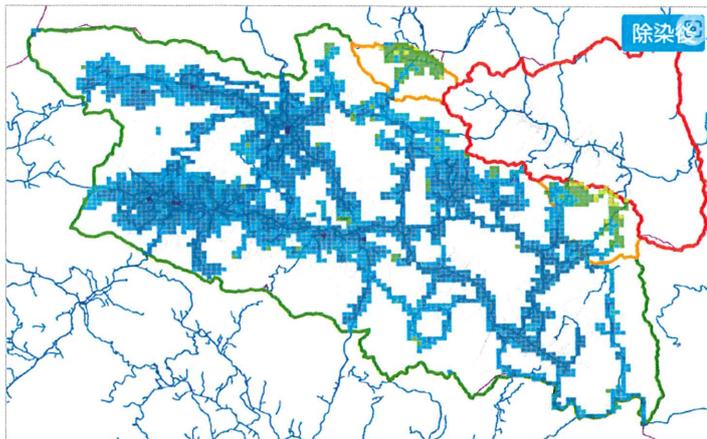
- 0.23以下
- 0.23より大きく0.5以下
- 0.5より大きく0.75以下
- 0.75より大きく1.0以下
- 1.0より大きく1.9以下
- 1.9より大きく3.8以下
- 3.8より大きく5.7以下
- 5.7より大きく9.5以下
- 9.5より大きく19以下
- 19より大きい

スライダーを動かすと除染前後のメッシュマップを切替られます。



【図11】メッシュマップ・除染前

空間線量率1m メッシュマップ



凡例
空間線量率100cm平均値(μSv/h)

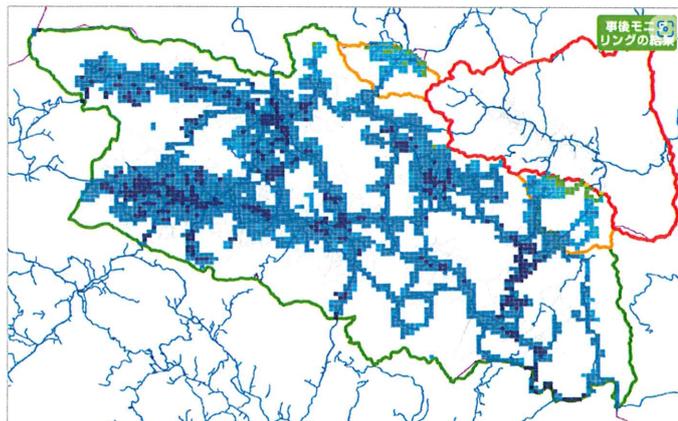
- 0.23以下
- 0.23より大きく0.5以下
- 0.5より大きく0.75以下
- 0.75より大きく1.0以下
- 1.0より大きく1.9以下
- 1.9より大きく3.8以下
- 3.8より大きく5.7以下
- 5.7より大きく9.5以下
- 9.5より大きく19以下
- 19より大きい

スライダーを動かさずと除染前後のメッシュマップを切替えられます。



【図12】メッシュマップ・除染後

空間線量率1m メッシュマップ



凡例
空間線量率100cm平均値(μSv/h)

- 0.23以下
- 0.23より大きく0.5以下
- 0.5より大きく0.75以下
- 0.75より大きく1.0以下
- 1.0より大きく1.9以下
- 1.9より大きく3.8以下
- 3.8より大きく5.7以下
- 5.7より大きく9.5以下
- 9.5より大きく19以下
- 19より大きい

スライダーを動かさずと除染前後のメッシュマップを切替えられます。

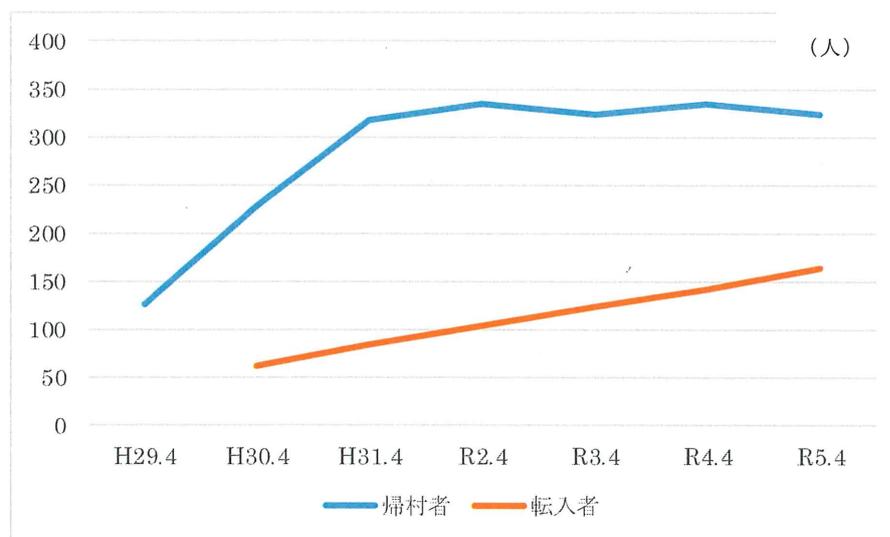


【図13】メッシュマップ・事後モニタリング時

3 帰還状況等

国勢調査上の結果（いわゆる国勢調査人口）では、平成22年時点における葛尾村の人口は1531人、世帯数は470世帯とされている（乙B第943号証）。

一方、平成28年6月12日に避難指示が解除された後の葛尾村の居住人口及び居住世帯数は、以下のグラフのとおり推移しており、令和5年4月時点で帰村者数が324人、転入者数が163人となっている（【図14】、乙B第950～956号証の各お知らせ欄）。



【図14】 帰村者・転入者数の推移

上記グラフのとおり、避難指示が解除された直後の平成29年4月以降には帰還者が順次増加する一方で、避難指示解除後に新規に葛尾村に転入する者も増加傾向にあることが見て取れる。葛尾村は、令和4年3月に葛尾村への移住・定住を支援するセンター「こんにちは かつらお」を開所し、積極的な移住・定住支援を行っている（乙B第957号証）。

一方、本件事故時に葛尾村に居住していた住民に対する帰還の意向等の調査の結

果をまとめた「葛尾村住民意向調査報告書」のうち、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除された平成29年3月時点における報告書（乙B第958号証）によると、本件事故時に葛尾村に居住していた者の現在の避難先としては、「福島県内」が89%と圧倒的に多く、その中でも「三春町」が全体の40.2%と最も多く、次いで「郡山市」が24.9%、「田村市」が11.4%となっており（同14頁）、多くの住民が福島県内の他の自治体、特に近隣のより都市部で生活拠点を再形成し、そのままそこで定住している様子がうかがえる。

また、調査時点において葛尾村に帰還しないと決めている回答者の帰還しない理由としては、本件事故による健康不安を理由とする回答も見られる一方で、「避難先の方が生活利便性が高いから」（44.4%）といった回答や、「医療環境に不安があるから」（47.9%）といった本件事故以前からの生活環境を理由とする回答も比較的高い割合を占めている。特に、18歳未満のいる世帯は、半数以上（54.5%）が「避難先の方が生活利便性が高いから」と回答している（乙B第958号証・59～61頁）。

この点、被告は、本件事故時に葛尾村に居住していた者に対しては、居住用不動産に対する財物賠償に加えて、住居確保費用（帰還先住居の建替え・修繕費用や移住先住居の再取得費用が居住用不動産に関する財物賠償の賠償金額を超えた場合に、実際に負担した費用と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもの）の賠償を行っている。移住の場合の住居確保費用の賠償上限額の算定においては、宅地に関し、福島県内の都市部で住宅を購入できるよう、福島県内都市部の標準宅地単価と従前の居住地の宅地単価との差を填補する算定方法を採用している。

以上を踏まえると、葛尾村への帰還が進まない背景には、生活の利便性や医療体制の充実度の高い避難先地域において、被告からの賠償金を原資に生活基盤を得たことに基づく避難者各自の判断の結果であるという側面もあると考えられる。

4 現在の葛尾村の状況

(1) 生活インフラ等

葛尾村では、常磐東線船引駅と葛尾村とを結ぶ路線バス「移経由葛尾線」が運行されている（乙B第959号証、乙B第960号証）。なお、葛尾村を通る県道50号浪江三春線は、野行ゲート～大柿ゲート（浪江町）間約10キロメートルについて、帰還困難区域であることから一般車の通行が制限されていたが、特別通過交通制度（帰還困難区域内の主要幹線道路の通過を認める制度）により平成30年4月19日に規制が解除され、二輪車、軽車両及び歩行者を除いて通行証なしに通行可能となっている（乙B第961号証）。また、葛尾村を通る国道399号線（葛尾村境～国道114号交差点（浪江町））について、帰還困難区域であることから一般車の通行が制限されていたが、特別通過交通制度により平成30年8月2日に規制が解除され、二輪車、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除いて通行証なしに通行可能となっている（乙B第962号証）。さらに、葛尾村を通る葛尾村道柏原・阿掛線及び浪江町道阿掛線について、帰還困難区域であることから一般車の通行が制限されていたが、特別通過交通制度により令和2年10月1日に規制が解除され、二輪車、原動機付自転車、軽車両及び歩行者を除いて通行証なしに通行可能となっている（乙B第963号証）。

村内にあった「葛尾村診療所」は、本件事故後の全村避難により診療を中止していたが、避難指示解除と同時期の平成28年7月に歯科が、平成29年11月には内科と小児科が再開している（乙B第315号証、乙B第316号証の1～2、乙B第959号証、乙B第964号証）。また、葛尾村社会福祉協議会も平成28年6月の避難指示解除と同時に事業を再開し、村内の見守り訪問やデイサービス等の各種事業を実施している（乙B第965号証）。

葛尾村にあった唯一の郵便局である葛尾郵便局は、避難指示解除と同時期の平成28年6月に営業を再開している（乙B第959号証、乙B第966号証）。

また、金融機関であるJA福島さくら葛尾支店は、避難指示解除前の平成28

年3月から営業を再開している（乙B第967号証）。

葛尾村は、平成30年6月に、東日本大震災及び本件事故による全村避難からの復興のシンボルとして、葛尾村の中心部に復興交流館「あぜりあ」を整備し、村民のつながりや絆を深めるための活動や交流推進に活用されているほか、物販なども行われている（乙B第968号証）。令和3年6月12日には来場者5万人を達成している（乙B第969号証）。

（2）営農の状況

葛尾村では、上記第2・3・（1）で見たように、農業については本件事故前から高齢化や担い手不足等により漸次減少傾向にあり、避難指示解除後に営農再開を断念する農家も多く見られた。もともと、村や国、県が営農再開を後押しする各種施策を実施してきたことで、農業を再開する事業者が着実に増えてきている。

また、葛尾村では、平成29年6月以降、総務省が始めた、都市部の若者などが過疎地域等に移り住み、地域の復興や活性化等の活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みである「地域おこし協力隊」の活動が開始され



（乙B第970号証）、令和5年1月10日には農業分野（特に畜産業）に従事する地域おこし協力隊が募集されているほか（乙B第971号証）、同年2月20日には、葛尾村の電力の地産地消で産内に経済循環を生み、災害時に電力自立によって村民の生活を守ることを目指して平成30年10月に設立された葛尾創生電力株式会社に勤務し再生可能エネルギーと村づくりを推進する地域おこし協力隊が募集されている（乙B第972号証、乙B第973号証）。

畜産業については、震災後は平成29年3月から村内での肉用繁殖牛の飼養を再開し、平成30年9月には乳用牛の飼養を再開するなど、少しずつ再開する農

家が増えている。平成31年1月には7年10カ月ぶりに生乳の出荷が再開されている（乙B第974号証）。また、肉用繁殖牛を飼養する農家の中には、併せて水稻を栽培する人もおり、農業・畜産業を合わせ資源循環型の営農を行っている（乙B第975号証+51・4頁）。令和4年10月に開催された「和牛のオリンピック」とも呼ばれる「全国和牛能力共進会」では、葛尾村から種牛が出品され、一等賞第5席に選出された（乙B第976号証・18頁）。さらに、令和5年4月頃、畜産復興に向けて上野川地区において整備が進められていた2か所の肥育素牛生産施設が完成している（乙B第956号証+25）。

酪農については、令和5年4月には村内大笹地区で整備が進められている大規模酪農施設（敷地面積4万7000平方メートル）が稼働予定であり、4棟で500頭以上（搾乳用約240頭、肥育用約260頭）を飼育し、年間の原乳出荷量は約2400トンを見込んでいる（乙B第977号証）。

花木については、震災後の新たな取組みとして、村が整備した栽培施設を活用して、平成30年1月から葛尾村の農家らでつくる農業法人かつらお胡蝶蘭合同会社が胡蝶蘭の栽培を開始している。「ホープホワイト」と名付けられた胡蝶蘭は、復興大臣賞や埼玉県知事賞などを受賞した実績もあり、全国各地で贈答用や家庭用などに重宝され、令和元年度は約4万9000株を出荷している。生産者は「風評の影響は感じない」と述べている（乙B第978号証）。また、村内ではトルコギキョウ、小菊、かすみ草の栽培も行われている。

水稻栽培については、平成24年度から試験栽培が始まり、令和元年度は農家数26戸、作付面積27ヘクタールと震災前の約20%程度の面積まで再開している。作付けの大部分は主食用米で、一部農家が飼料用米の栽培を行っている。また、県の営農再開支援事業である地力回復対策、獣害による畦畔修復、水田の不陸整正など各種補助事業を村が活用し、農家の営農再開を後押ししている。令和3年5月には、帰還困難区域（特定復興再生拠点区域）に指定されている野行地区で試験栽培が行われ、翌年の令和4年5月には田植え作業が、同年10月18日には試験栽培の稲刈りが行われ、収穫された米は、放射性物質濃度検査において基準値以下であることが確認されている（乙B第979号証、乙B第980

号証・13頁)。

また、令和3年から葛尾村下葛尾地区において整備が始まった「葛尾村水稻育苗施設」が完成し、令和5年4月13日に落成修祓式及び稼働式が執り行われている。今後は、JA福島さくらが当該施設の運営を行い、苗の確保を心配することなく稲作ができる環境を整えることで、水田の利活用を促進し、水筒作付け再開の更なる促進が進められているところである(乙B第956号証・16頁)。

村内に事業所を置く「ふるさとのおふくろフーズ」は、葛尾村の名産品である「凍み餅」(しみもち)について、平成29年に6年ぶりに村内で加工作業を再開し、1万2000枚を出荷し、JA福島さくらの農産物直売所などで販売を行っ



た。平成30年には震災前の出荷数の約半分にあたる4万8000枚を出荷し、各店舗で好評を博した。出荷数は年々増えており、令和5年には震災前と同水準の10万8000枚を目標に3月中旬の出荷を目指している(乙B第981号証、乙B第982号証)。

以上のほか、震災後は、日本大学工学部、郡山女子大学、東北大学、福島大学との連携協定を締結し、村を大学のフィールドワークの場として提供し、それぞれの大学が最新の研究を行っている。郡山女子大学のじゅうねん(エゴマ)を使用した商品開発、東北大学によるバナナやマンゴー等の冬期生産を目指したハウス栽培など、様々な取組みが進められており、マンゴーについては試験栽培がなされ、令和元年以降は収穫が可能となり、令和4年10月時点において5品種が栽培され、福島県知事に贈呈されるほか、贈答品や返礼品等、商品化に向けた研究が続けられている(以上、個別に挙げた証拠のほか、乙B第975号証・4～5頁、乙B第983号証、乙B第984号証・21頁)。

葛尾村における作物等の栽培状況としては、令和4年時点で水稲が41戸1組織、畑作物が23戸、園芸作物が12戸1組織、畜産が16戸9組織、その他の農作物が11戸1組織となっており（乙B第817号証）、広報かつらおの2022年11月号では、一面に稲穂が広がる水田の様子が紹介されている（乙B第976号証・18頁）。



なお、葛尾村（帰還困難区域を除く）では、令和5年3月30日時点で摂取制限、出荷制限又は出荷・自家消費自粛等の指示の対象となっている食物は、平成26年度～平成29年度産米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。なお、令和3～5年産米については平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限り指示の対象となっている。）、くさそてつ（こごみ）、たけのこ、ふきのとう（野生のものに限る）、ぜんまい、たらのめ（野生のものに限る）、わらび、こしあぶら、ふき、うど（野生のものに限る）、原木しいたけ（露地栽培に限る）、野生きのこ（菌根栽培類、腐生菌類）、イノシシの肉、ヤマドリ肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉のみであり、田畑で栽培する野菜、果実、穀類はおよそ、出荷制限等の対象になっていない（乙B第352号証）。

（3）産業の状況

葛尾村では、福島イノベーション・コースト構想に基づく復興事業の一環として、村内に2箇所、葛尾村産業団地（敷地面積8.1ヘクタール）と葛尾村東部産業団地（同6.0ヘクタール）を整備し、いずれも令和元年度には入居企業の募集を開始して積極的な企業誘致を行っている（乙B第985号証、乙B第986号証）。

葛尾村東部産業団地には、宮城県多賀城市に本社を置きバイオマス燃料販売を手掛けるパルムシー株式会社の子会社として設立された福島パルムシー株式会社が既に入居済みであるほか（乙B第987号証）、愛知県岡崎市に本社を置く金泉ニット株式会社も葛尾村産業団地に進出している（乙B第988号証）。



また、上下水道コンサルタント大手の株式会社日水コン（東京都）や三菱電機株式会社（東京都）を初めとする7社が共同出資して村内に設立した株式会社HANERU（ハネル）葛尾が、産業団地内で国内最大規模のエビの陸上養殖事業を進めており、2万平方メートルの敷地に養殖



施設や食品加工場などを整備し、約2年間の飼育試験を経て令和6年度には年間176トン（880万匹相当）を生食用、冷凍用として出荷することを予定している。年間の出荷量は国内最多となる見通しで、約20人の雇用を見込んでいる（乙B第989号証）。

（4）教育施設

本件事故時に村内にあった葛尾幼稚園は、本件事故の発生を受けて休園となったが、平成23年9月には三春町にある「たむら農芸センターさくら湖みどり館」を借用し、「葛尾幼稚園三春分園」を開園した。その後、平成25年8月には旧三春町立要田中学校の校庭に仮設園舎を設置し、2学期より仮設園舎で保育を開始したが、平成30年3月に仮設園舎を閉園し、同年4月から葛尾村での保育を再開している（乙B第990号証）。

同じく本件事故時に村内にあった葛尾小学校と葛尾中学校は、本件事故の発生を受けて臨時休校となり、平成23年8月には三春町立岩江小学校に葛尾小学校の約半数の児童が区域外就学するなど、それぞれの避難先の学校にて区域外就学した。その後、平成25年4月には三春町立要田中学校の校舎を借りて葛尾小学校三春校、葛尾中学校三春校を開校したが、平成30年3月に三春校は閉校し、同年4月から葛尾村で学校を再開している（乙B第991号証、乙B第992号証）。

令和5年4月には、葛尾小・中学校と葛尾幼稚園で入学式、入園式が行われ、小学校2名、中学校2名、幼稚園5名が入学ないし入園した（乙B第956号証・1～2頁）。



（上記写真につき、乙B第956号証・1～2頁）

（5）その他の商業・交流施設

葛尾村においては、その他の商店や食堂も事業を再開している。

平成29年4月にはマルイチ商店、同年7月には石井食堂・商店とヤマザキYショップヤマサが村内での営業を再開し、周辺地域からも人が集まり村に活気が出てきている（下記の左から順に各店舗の外観。乙B第993号証、乙B第994号証）。



五十人山の山裾には、神奈川県から移住してきた住民が平成28年3月に開いた「C a f e 嵐が丘」がオープンしており、地元住民や旅行者に親しまれている（乙B第993号証、乙B第995号証）。



「C a f e 嵐が丘」から車で5分ほどのところには、村営の宿泊・日帰り温浴施設「みどりの里 せせらぎ荘」がある（乙B第995号証、乙B第996号証）。

「みどりの里 せせらぎ荘」は、平成28年5月に完成した村内唯一の宿泊・入浴施設で、平成29年6月から開催されている自転車レース「ツール・ド・かつらお」の発着点として利用されることもあり、葛尾村を訪れる多くのサイクリストに利用されている（乙B第997号証）。



(6) 町内の市民活動・交流の状況等

ア ふたばワールド2016 in かつらお

平成28年10月2日、福島県双葉地方のシンボルイベントである「ふたばワールド」が葛尾村にて開催された。「ふたばワールド」は、双葉8町村の持ち回りにより平成11年まで年1回、地域の趣向を凝らしたイベントや物産展、8町村住民の交流の場として開催されていた催しであり、震災復興を祈念して平成25年から再開されたイベントである。

当日は避難先などを回る送迎バスが運行され、来場者数は6500人に上り、村伝統の手づくりみそなどを使用した大鍋「手まめ汁」などが振る舞われた。(以上、乙B第998号証)



ステージ発表の様子

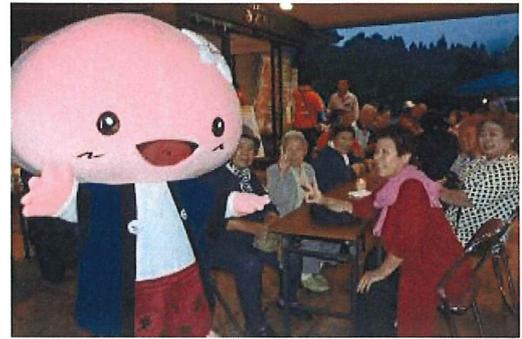


葛尾村キャラクター「しみちゃん」(手前)と浪江町タレット端末キャラクター「うどん」(左後方)

イ 盆踊り大会

葛尾村では、平成28年8月14日に村内で盆踊り大会が開かれ、約200人が来場した(乙B第999号証・2～3頁)。

平成30年6月に村内に「あぜりあ館」が建てられると、以後は同所で新型コロナウイルスによる中止期間を除いて毎年実施されており、多くの住民の交流の場にもなっている。(以上、乙B第1000号証)



ウ かつらお感謝祭

葛尾村では、毎年11月3日の文化の日に合わせて「かつらお感謝祭」を開催しており、避難指示解除後の平成29年に第14回感謝祭が7年ぶりに開催され、約1200人が訪れた。

その後も新型コロナウイルスによる中止期間を除いて毎年実施されており、平成30年には約1800人、令和元年には約1900人（下記左側の写真）、令和4年には約2000人（下記右側の写真）が訪れている。イベントでは、1500人分とも言われる「大鍋」が振る舞われている。（以上、乙B第1001号証、乙B第1002号証）



エ ツール・ド・かつらお

ツール・ド・かつらおは、平成29年から葛尾村で開催されている公道自転車ロードレースであり、Link TOHOKU社が主催する「ツール・ド・ふく

しま」として行われる8大会のうちの1つである。2日間で多岐にわたる種目が行われ、毎回日本代表レベルを含めた大勢のサイクリストが参加するメジャーな会として認知されつつある（乙B第952号証、乙B第997号証）。

令和2年6月に行われた第6回大会では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う順延後にもかかわらず、国際大会に出場する国内トップ級のプロ選手を含む約200人が参加した。令和3年4月に行われた第7回大会では、2日間で合わせて約400人の選手が参加し、村内を駆け抜けた。



オ かつらお村民運動会

平成30年5月27日、葛尾小学校校庭において震災後初となる村内での「かつらお村民運動会2018」が開かれた。

同運動会はその後も村内で開催されており、令和元年5月26日に開かれた「かつらお村民運動会2019」では、たくさんの来場者が訪れるなど盛大に行われた様子が確認できる（乙B第1003号証・表紙、同5頁）。



カ その他の交流・イベント等

葛尾村では、令和元年9月に葛尾大尽屋敷跡公園において約160年ぶりに能が上演された。定員300名の観覧申込みは2週間ほどで受付を終了するほどの大反響で、当日は約400人の観客が訪れた(乙B第1004号証・表紙、同1～5頁)。令和2年は新型コロナウイルスにより開催されなかったが、令和3年には同様のイベントが開催されている。



令和4年6月5日には、開館4周年を迎えた復興交流館「あぜりあ」において、葛尾むらづくり公社主催の「あぜりあ市」が開催された。葛尾村では同月12日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されることもあり、岸田文雄内閣総理大臣が「あぜりあ市」の視察に訪れ、葛尾村からは特産物が贈呈されるなどの記念イベントが催された(乙B第1005号証・2～3頁)。



令和4年9月3日には、本件事故を受けて休業していたオートキャンプ場「もりもりランド・かつらお」が12年振りに仮オープンし、環境省主催のもと、ツリークライミングや森林散策、国産羊肉バーベキューなどのアクティビティを行う記念イベントが行われ、タレントも来場するなど約150人が参加した(乙B第984号証・表紙、同8頁)。同施設は、令和5年4月15日にリニューアルオープンしており、同月29日にはグランドオープンイベント「もりもり森林体験会」が開催されている(乙B第1006号証、乙B第1007号証、乙B第1

008号証)。その後も、令和5年5月3日～7日には「五右衛門風呂体験」にかかるイベントが開催されている（乙B第956号証・9頁）。



令和4年10月15日には、「かつらおスクールフェスタ&公民館まつり2022」が開催され、幼稚園・小学校・中学校の子どもたちが劇やダンスなど日々の学習の成果を発表した（乙B第976号証・表紙、同5頁）。



令和4年11月12日には、野川の八幡神社にて、氏子総代長である原告番号148が中心となって準備を進めた「みこし行列」が開催され、学生約20名により村内を練り歩くとともに社殿の改築に伴い、宮司による祭事が執り行われ、葛尾村の住民をはじめ、多くの人が集まった（乙B第980号証・16頁）。



第4 結語

以上のとおり、葛尾村においては、本件事故後の時間経過とともに除染が進み、空間放射線量も十分に低減し、平成28年6月12日には一部地域を除いて避難指示が解除されるに至っている。また、帰還困難区域に指定されていた地域についても、特定復興再生拠点区域については、避難指示解除の要件を満たすとされて令和4年6月12日をもって避難指示は解除されるなど、より一層の復興に向けた活動が進められている。

本件事故時に葛尾村に居住していた村民の中には、避難先の近隣自治体や都市部において新たな生活基盤やコミュニティを形成し、葛尾村には戻らない者もいるが、帰還して生活を再建している住民や、避難指示解除後に新たに入村・移住した者も相当数いる。

本準備書面で述べたように、葛尾村では現在に至るまで活発な社会経済活動が行われており、相当数の住民が現に平穏に生活を営んでおり、平穏な生活を営むことができる環境にあることからすれば、原告らが本件事故の放射線の作用によって現在も避難継続を余儀なくされているか又は帰還し得ない状況にあるなどとはいえないことは客観的に明らかであり、その基礎となる事実を欠くというべきである。

なお、第2で説明したように、本件事故がなくても葛尾村では人口減少や高齢化が予想されていたのであり、その中で、上記のとおり、葛尾村に帰還ないし移住している住民も相当数に上っていることにも注目すべきである。

原告らの本訴請求については、このような避難指示解除後の葛尾村の実情、現状を踏まえて判断されるべきである。

以 上